

意見募集案件	北広島市子どもの読書活動推進計画(第3次)素案について
担当課	教育部文化課 電話 011-373-7667

意見募集期間	令和3年2月1日(月) から 令和3年3月2日(火) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇図書館(本館)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、中央公民館、北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島2月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>教育部文化課(北広島市図書館) 郵便番号 061-1121 北広島市中央6丁目2番地1 電話 011-373-7667 ファクシミリ 011-373-6664 電子メールアドレス: lib@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和3年3月下旬頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページを公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>現行の第2次が令和2(2020)年度をもって計画期間を終えることから、これまでの取組を基盤としつつ、新たな時代を担う子どもの読書活動を推進するため、第3次となる推進計画を策定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別紙ファイル「北広島市子どもの読書活動推進計画(第3次)素案」のとおり。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定</p> <p>(国)子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月)</p> <p>(国)第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(平成30年4月)</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>令和3(2021)年度からこの計画に基づき、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)</p> <p>様々な自治体において、同様の計画が策定されています。</p>
対象となる政策等 の原案	別紙ファイル「北広島市子どもの読書活動推進計画(第3次)素案」
その他	パブリックコメント後のスケジュール 寄せられた意見を参考に計画を策定し、令和3年3月の教育委員会会議へ提案予定です。